

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年7月30日版】【新規問】

No.	事項	問	答	備考
1-2	教育標準時間	新制度未移行幼稚園で4時間を超える教育時間を設定している場合、無償化の範囲をどのように考えればよいですか。4時間を超える場合は入園料や保育料を按分するといった対応が必要となりますか。	新制度未移行幼稚園が教育時間を4時間以上としている場合でも、当該教育時間にかかる入園料や保育料が無償化の対象であり、按分等をする必要はありません。	新規
4-2	預かり保育事業	預かり保育事業では早朝など延長保育時間に相当するような時間帯に実施する場合でも無償化の対象となるのですか。	預かり保育事業を含め子育てのための施設等利用給付は、利用時間帯ではなく、月額の上限額で支給限度を定めており、早朝など延長保育時間に相当する時間帯の利用であっても、月額上限額の範囲内であれば無償化の対象となります。	新規
14-2	特別支援学校等	特別支援学校幼稚園と認可保育所とを併用している例がありますが、その場合はそれぞれの施設が無償化の対象となりますか。	教育・保育給付2・3号認定を受けた子供が現に施設等給付費を受けている場合、子育てのための施設等利用給付を受けることはできません。したがって、御指摘のような場合、認可保育所は無償化となりますが、特別支援学校幼稚園については無償化の対象なりません。	新規
14-3	公立特別支援学校	公立の特別支援学校幼稚園では、現在利用料(入園料・保育料)が徴収されていませんが、無償化に当たって今後確認や認定等が必要になりますか。	公立の特別支援学校幼稚園についても、私立幼稚園等と同様に法令上は子育てのための施設等利用給付の枠組みを設けていますが、従前から全ての学校で利用料(入園料・保育料)を徴収していないことから、現時点において、これらの学校が確認申請をすることにより、子育てのための施設等利用給付の枠組みに入ってくることは想定していません。このため、現存の公立特別支援学校幼稚園であっても、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第3条に基づく「みなし確認」を行うことを想定しておらず、この場合は、同条ただし書きや子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第2条に基づき、学校の設置者が施行日の前日までに別段の申出を行っていただくことになります。 なお、公立の特別支援学校幼稚園において預かり保育事業により料金を徴収している場合、無償化の対象となるためには、預かり保育事業としての確認申請は必要となります。	新規
18-2	幼稚園のプレスクール	幼稚園のプレスクールでは、時間帯によって保育の形態が異なることが考えられますが、時間帯によって、確認申請の内容が異なることになるのですか。(午前中は3歳クラスと同一の部屋で保育を行うが、午後は幼稚園と分けられた施設で保育を行う場合など)	幼稚園における3歳未満児の保育については、認可外保育施設又は一時預かり事業として届出がなされている場合、施設等利用給付第3号認定こどもを対象として無償化の対象となります。こうした取扱いについては、今後、幼稚園併設認可外保育施設を届出対象とする児童福祉法施行規則の改正に併せて整理して周知する予定です。	新規
36-2	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業の上限額について、例えば利用料の日額は1日500円、月額最大5000円としている場合、12日以上使った場合には自己負担がなく、それ未満の利用日数だと自己負担が発生するということとなりますが、利用が少ない場合に自己負担が発生する仕組みは不公平ではないですか。	預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額は、給付の適正化を図る観点から、利用日数に応じた計算方法としております。したがって園の料金設定や個別利用者の利用実態によって、利用日数が少ない場合などに自己負担が生じることもあり得るものと考えます。	新規
41-2	みなし確認	国が示す確認参考様式その0(共通がみ)の添付書類に定款、寄付行為や役員名簿等が示されていますが、現存する新制度未移行幼稚園等がみなし確認の申請を行う際にもこれらの添付書類が必要となりますか。	みなし確認を行う場合、幼稚園等の設置者は、確認申請書に加え、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第3条に基づき、施行規則第53条の2第5号に掲げる書類(認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類)を提出する必要がありますが、通常の確認申請の際に要する定款等の添付書類を提出する必要はありません。なお、現存する幼稚園等が預かり保育事業の確認申請を行う際は、新制度移行・未移行に限らず、定款等の添付書類を提出する必要はあります。	新規
47-2	預かり保育事業の確認	未移行幼稚園の預かり保育事業について、実務フローでは、市町村と都道府県が預かり保育事業の実施状況を共有することとなり、これにより、市町村は書面により預かり保育事業を確認することとなりますが、都道府県が基準の充足性を確認した後でない、市町村は確認することが出来ないのですか。また、市町村が確認しない限り、無償化の対象とならないのですか。	市町村の確認を受けなければ、当該預かり保育事業は無償化の対象なりません。市町村は、都道府県による指導監督により基準が充足されることを前提に、確認申請書の記載事項を基に確認を行うこととなります。都道府県は通常の指導監督の中で、基準の充足性を確認することとなります。	新規
47-3	預かり保育事業の確認	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になることについて、実務フロー図等では、預かり保育事業の確認後に在園地の市町村から施設に伝達することが示されていますが、幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合にも、幼稚園等からの確認申請や市町村からの伝達のほか、預かり保育事業に係る請求書の配布が必要ですか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合、預かり保育事業の確認申請は不要ですが、施設等利用給付2・3号認定を受けている幼稚園等利用者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となることについて市町村が把握する必要があるため、市町村は幼稚園等に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業を実施していないことを把握し、認可外保育施設等も無償化の対象となることを当該幼稚園等に伝達することが必要と思われます。また、幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合であっても、利用者の利便性を考慮し、預かり保育事業と併せて認可外保育施設等の施設等利用費を請求する請求書(請求書参考様式その3)を案内することや事前に配布しておくことが望ましいと思われます。	新規
47-4	預かり保育事業の確認	認可外保育施設については、情報公表システムを設けるということですが、預かり保育事業についても同システムで情報を公表する予定はありますか。	現時点で同システムに預かり保育事業の情報を掲載する予定はありませんが、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とできる場合を含め、預かり保育事業の確認情報については、市町村が行う公示のほか、都道府県にも共有することにより、利用者が居住する市町村外の施設等を利用する場合であってもそれらの情報を把握することが可能と考えております。	新規
47-5	非在園児も対象とする預かり保育事業の確認	預かり保育事業を一時預かり事業(幼稚園型)により実施している幼稚園が、どこの幼稚園にも在園していない子どもを預かる場合、確認の申請は預かり保育事業として確認参考様式その3(預かり保育)を提出すればよいでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)として、自園に在園していない子どもを預かる場合には、改正後の子ども・子育て支援法第7条第10項第6号の一時預かり事業に該当するため、確認参考様式その4(一時預かり事業)を提出いただくことになります。なお、併せて自園に在籍している子どもを預かる場合には、確認参考様式その3(預かり保育事業)を併せて提出していただくことになります。	新規

50-2	公示について	特定子ども・子育て支援施設等の確認をした後は、確認した旨を文書で事業者に伝える必要があるのでしょうか。	現行の特定教育・保育施設等の確認と同様の取扱いをしていただいて差し支えありません。	新規
50-3	個人が行う居宅訪問型事業の公示について	子ども・子育て支援法施行規則第53条の6において、市町村が確認の公示を行う際に、所在地を明確にする必要がありますが、施設を持たない個人が行う居宅訪問型事業について確認し公示する場合は、プライバシー保護の観点から当該個人の住所は公開しないなどの対応をとることは可能ですか。	個人が行う居宅訪問型事業の確認の公示においては、市町村の判断により、個人の住所は非公開とする対応を行うことは差し支えありませんが、プライバシー保護の観点から個人の住所は公開しないこと、及び連絡をとる必要がある場合は市町村への問い合わせをお願いする旨の注釈を記すようお願いいたします。	新規
57-2	みなし認定	3号認定を取得したのちに、保育所に申し込んで利用調整の結果、保育所に入所できず、認可外保育施設に通う場合、引き続き、認可保育所への入所を希望する場合は、現行3号認定と、みなし新3号認定が併存するというものでいいですか。	お見込みのとおり、現行の教育・保育給付第3号認定と施設等利用給付第3号認定とが併存します。	新規
57-3	みなし認定	育休から復帰するために就労予定を前提とする3号認定を取得した後に、利用調整の結果、認可保育所に入れず、待機児童となったため育休を延長した場合、引き続き新3号認定とみなして、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となりますか。	育休を延長した時点で、就労予定の前提を欠くため、教育・保育給付第3号認定を取り消すという運用になるところ(法第24条第1項第1号)、みなし施設等利用給付第3号認定についても認定が取り消されます(法第30条の9第1項第1号)。ただし、認可保育所に入所できれば育休を終了して就労するというのであれば、引き続き利用調整の対象となるために、就労予定を理由として教育・保育給付第3号認定を取り消さないということも可能であると考えられます。他方で、施設等利用給付第3号認定については、利用調整の仕組みがないため、通常、就労(復職)した時点で施設等利用給付第2・3号認定を取得すれば足り、就労予定を理由に保育認定を継続する必要がないものと考えます。そのため、保育の必要性の要件を欠くため、みなし施設等利用給付第3号認定については取り消されると考えられます。	新規
57-4	みなし認定	みなし認定後に、保育認定が取下げ・取消となったり、1号認定に変更となったりした場合、みなし認定はどうすべきですか。当然になくなるのですか、取り消すのでしょうか。	一旦施設等利用給付認定を受けたとみなした後は、施設等利用給付認定として扱うことで足りる。保育認定はみなしの時点で有効であればよく、その後に保育認定の状況変更が生じても、施設等利用給付認定に連動させる必要はありません(特に、新制度幼稚園や認定こども園1号利用に変更となった場合に、施設等利用給付認定を連動して取り消すと、預かり保育事業が有償となり不測の不利益を生じさせることが想定されるため。)	新規
63-2	認定事由	認可保育所を申し込まず、最初から認可外保育施設を希望する際、保護者から理由書を提出させることについては自治体の裁量で決められるのか、それとも必須ですか。	子育てのための施設等利用給付の認定のみを申請して、認可外保育施設を利用する者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を提出いただくことについては、保育所の利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につながる方策を検討するために基本的には行っていただきたいと考えておりますが、資料の性質としては技術的助言という位置づけです。	新規
69-2	育児休業	育児休業中でも、兄弟が引き続き特定教育・保育施設等を利用することが必要と認められる際には、保育の必要性が認定されることとなりますが、どのような場合に必要と認められますか。育児休業を取得した後に、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を一時的に利用する場合にも認定は継続され、利用料が無償化されるのか。	「育休中」を保育の必要性の事由として施設等利用給付を認定する場合、施行規則第1条の5第9号にいう、これまで利用していた及び今後も引き続き利用する「特定子ども・子育て支援施設等」については、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業は該当しないものと考えています。その理由は、育児休業中は、基本的に家庭で保育できるにも関わらず、保育の必要性を認めるのは、子どもの環境の変化を防ぐためであることであり、また継続的な役務の提供がなされている場合に保護すべき子どもの環境が形成されると考えられることから、具体的には、認可保育所と同程度の継続的な役務の提供がなされている場合が該当すると言えるからです。	新規
70-2	月48時間就労の場合の注意点	本市では、保育の必要性の事由のうち「就労」の要件として、月48時間以上の就労を要件としています。このため、幼稚園を利用する保護者が午前中みの勤務の場合、就労時間中は幼稚園が利用できれば足りる場合があります。このような場合でも、市基準の月48時間以上の就労をクリアしているなら、申請があれば施設等利用給付第2号を認定するべきでしょうか。	保育の必要性の事由が「就労」の場合に「月48時間以上」を要件としているのであれば、法第30条の4第2号により施設等利用給付認定の対象です。当該認定保護者は、実質的に、午前中の幼稚園(教育部分)の利用が出来れば、第2号認定を受けなくても困らないと思いますが、例えば、突発的に午後も仕事となったため、「特定子ども・子育て支援施設等」を利用したという場合に、第2号認定を受けていないために施設等利用費を受給できないという結果になります。したがって、施設等利用給付の認定は必要と考えます。しかしながら、当該保護者が就労時間外なのに「特定子ども・子育て支援施設等」を利用し、施設等利用費を請求するという場合も想定されますが、これまで月48時間以上の就労で保育の必要性を認定してきたのであれば、認可保育所の利用者にも同様の方が存在していたと思いますので、この場合と同様に取り扱いのが妥当と考えます。	新規
71-2	認定手続き	施設等利用給付認定の時期について、12月に実施するスケジュールが示されていますが、保育所の利用調整等の時期を避けて、毎年、現況確認の際(7,8月)に合わせて行うなど、自治体の状況に応じて柔軟に対応することは可能ですか。	各自治体の状況に応じて柔軟に対応することが可能です。	新規
73-2	みなし認定の場合の通知	国が示す施設等利用給付認定等のパターン整理表にみなし認定の通知とありますが、法第30条の5第7項を見ると、「～施設等利用給付認定の申請をするを要しない。」とあります。要さないということ、みなし認定は義務的にしなければならないということですか。機械的にみなし認定することには保育の必要性の現況確認の観点からも不安があります。	数年前に市町村が教育・保育給付認定のみ行って、実際には認定保護者が子どものための教育・保育給付を受けていないような場合には、施設等利用給付のみなし認定を行うタイミングで現況確認をしていただくというのが原則だと考えます。	新規

77-2	「市町村民 税所得割合 算額」の判 定	施設等利用給付において、家計の主権者の判断はどのように行うのでしょうか。施設等給付等と考え方は変わるのでしょうか。	子どものための教育・保育給付と同じ考え方で事務を行っていただくことになります。	新規
77-3	現況確認と 支払日の関 係	FAQのNo.68で施設等利用給付認定についても毎年の現況確認が必要である旨と、状況に応じ市町村で柔軟に対応するようお示しいただいております。毎年の現況確認をしていない施設等利用給付認定保護者が利用した場合、請求以後、支払いまでに事由の確認を行う等の対応を取るとの記載がありますが、その場合、証明書等の日付が当該利用日より後の日付になることが想定されますが、証明日と利用日の整合性は問われないものと解釈してよいのでしょうか。もし、整合性を取る必要があるとした場合、現況確認を確実にするための方策として、有効期間を毎年度の末日までとする運用を市町村の裁量で行うことは可能でしょうか。	いずれにしても、FAQのNo.68のとおりですが、現況確認はあくまで認定期間内における保育必要性事由が継続しているかの確認であり、市町村が子育てのための施設等利用給付を不正に請求されないようにすることで、保育の必要性がある方に施設等利用費を支給することが重要なので、支給までに確認できれば足りると思えます。 なお、有効期間を年度末とするのは、施行規則第28条の5の違反となります。	新規
78-2	支払方法	償還払いと現物給付について、方針を県で決めていいですか。	実務を担う市町村と施設で、検討していただくことを原則に都道府県と市町村とで合意のもと決定することを妨げません。	新規
78-3	支払方法	事前に徴収項目・金額について保護者から承諾を得ているのであれば、その口座振替の記録をもって、領収証に代えることはできますか。	施行規則上の添付書類として「領収証」とは明記しておらず、口座振替の記録等をもって領収証に代えることは可能ですが、その金額に特定費用が含まれている場合、別途内訳がわかる書類も必要となります。	新規
78-4	未移行幼稚 園の支払方 法	未移行幼稚園の施設等利用費について、保育料分は代理受領とし、入園料分のみ償還払いという運用は可能ですか。	可能です。この場合、年度途中で退園するなど園児の在籍期間により、償還払いされる施設等利用費の額が変わり得ることに御留意ください。なお、幼稚園が施設等利用費を代理受領する場合、その対象となっている利用料は基本的に不徴収とすべきものと考えますが、特に年度途中で制度が施行する令和元年度では、幼稚園において入園料を一旦徴収しているものの、入園料相当分を含めて幼稚園が施設等利用費を代理受領する場合も考えられます。この場合は、徴収済みの入園料の全額又は一部を利用者に返還する場合があることを、幼稚園や利用者にあらかじめ説明しておくことが必要です。	新規
88-2	未移行幼稚 園の算定方 法(入園料)	未移行幼稚園において、3歳の誕生日を迎えていない2歳児に対して、「未満児クラス」への「入園」に際して「入園料」を求めている場合があり、その後3歳以降にも「入園料」を求めると求めるケースなど、様々な実態があります。 この場合の2歳児・未満児の「入園料」は、認可外保育施設または一時預かり事業の利用料として扱うのですか、それとも3歳以降の正式な「幼稚園入園」の後に、3歳以降に支払う入園料や保育料と合わせて無償化の対象とするのですか。	幼稚園における入園料は、満3歳以上の教育・保育に要した費用の前納金としての性質を踏まえて無償化の対象としているものであり、未満児クラスへの入園料は対象となりません。未満児クラスの入園料に正式入園後の入園料が含まれるような場合でも、正式入園に際して別途分割して徴収される形であれば、当該分割された入園料を無償化の対象として頂いて差し支えありません。	新規
90-2	未移行幼稚 園の算定方 法(その他)	未移行幼稚園の保育料について、月額保育料に教材費込みと園則に記載している園がありますが、この場合の教材費は施設等利用費に含まれますか。一方、保育料とは別途徴収している教材費は施設等利用費に含まれますか。	教育課程の実施に必要な教材費のほか施設整備費や光熱水費などは、経費の性格として、教育・保育に要する経費として施設等利用費の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めて差し支えありません。一方で、教育課程の実施に不要な任意の教材購入費や、日常生活に要する費用に該当するような日用品費(文具費や制服代)については、施設等利用費の対象となる利用料に含まれません(特定費用)。各園においては適切に特定子ども・子育て支援利用料と特定費用を区分して領収証等の発行を行う必要がありますが、仮に園が教材費を保育料とは別途徴収し特定費用として整理した場合は、施設等利用費の対象となりません。	新規
90-3	未移行幼稚 園の算定方 法(その他)	未移行幼稚園では、入園料のほかに、出願料の納付を求めている園がありますが、施設等利用費の対象となりますか。	出願料や検定料の類は、通常教育・保育に必要な経費に該当しないことから施設等利用費の対象ではありません。	新規
103-2	幼稚園等利 用者の認可 外保育施設 等利用	預かり保育事業を無料で提供している場合、施設が特定子ども・子育て支援施設等の確認申請自体を行わない場合もありますが、その場合、その施設に通う施設等利用給付2号認定子どもが、園の預かり提供時間等に関係なく利用する病児保育や認可外保育施設等月額11,300円まで無償となりますか。 預かり保育事業の確認を受けていない施設の預かり保育事業は、実施していないことと同様に、幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする一定の基準を満たさない園となりますか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や無料で提供している場合など、預かり保育事業にかかる施設等利用費の支給が発生しない場合は、預かり保育事業の確認申請は不要と考えられますが、施設等利用給付第2・3号認定を受けている幼稚園等利用者がかかる認可外保育施設等が無償化の対象となることについて市町村が把握する必要があるため、市町村は幼稚園等に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって、預かり保育事業の提供が十分ではないこと等を把握し、認可外保育施設等も無償化の対象となる場合は、その旨を当該幼稚園等に伝達することが必要と思われる。 なお、預かり保育事業の確認を受けていない事業であっても内閣府令で定める基準を満たし、施設として平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を提供している場合は、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号に基づき、当該預かり保育事業の利用料に関わらず、認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。	新規
110-2	交付申請	子育てのための施設等利用給付交付金について、交付申請した後に、変更申請することは認められるのでしょうか。	子育てのための施設等利用給付交付金の要綱は7月末制定予定であり、子どものための教育・保育給付交付金と同様、変更交付申請にかかる規定も設ける予定です。	新規
110-3	交付金の歳 入	子育てのための施設等利用給付交付金は、都道府県の歳入になりますか。	都道府県の歳入とはなりません。	新規

110-4	処分性について	教育・保育給付認定については行政処分としての性格があると思いますが、施設等利用給付認定は処分性がありますか。	教育・保育給付認定と同様に処分性があります。	新規
110-5	費目について	施設等利用費の費目については、扶助費が適当ですか。	費目については各自治体において、財政部局とも相談しながら、適切に計上してください。	新規
110-6	不服申し立て	施設等利用費の決定・通知が事務フローに想定されていないと思いますが、請求金額に誤りがあった場合、どのように対応するのか。支払金額は不服申立ての対象ですか。	決定した支払額が請求金額と異なった場合に保護者に通知する(不服申立ての教示を含む。)、請求金額の訂正処理など、請求書の補正手続をとる、という大きく2つの方向での対応が考えられます。 給付の支払請求は受給権に基づき請求であり、申請に対する応答としての決定・通知は不要ですが、支払金額の決定は行政不服審査法上の公権力の行使に該当しえます。不服申立ての教示を、口座振込等の支払の都度行う必要はなく、包括的にお知らせするなどの対応で差し支えないと考えています。	新規
110-7	認定取消に伴う法定代理受領額の返金について	代理受領の取り扱いについて、施設等利用費の圏への支払い後に、施設等利用費の給付対象者の認定が遡及して取り消されて返還が必要となった場合、施設等利用費の返還は圏から行い、圏が保護者に対して利用料を請求する取り扱いでいいですか。	施設等利用給付認定の取消事由(施行令第15条の5)に該当した場合、取消は通常将来に向かって取り消すか、遡及して取り消すか、市町村で判断することになると思いますが、遡及して取り消すケースとしては、虚偽の申請や答弁による不正受給などの取消事由が悪質な場合と考えられます。その場合、市町村から施設に対して施設等利用費の返還命令を行い、施設から利用者に保育料等を請求するという流れになるのではないかと考えます。	新規
110-8	消滅時効の起算日	償還払いの場合、時効2年の考え方について、起算開始日はいつになりますか。「施設に保護者が保育料を支払った日」や「当該年度の年度末の日」などの案が考えられますが、いつになるのかご教示願います。 また、時効前に「保護者が市に請求をしていれば良いのか。」又は「時効前に市が保護者への振り込み手続きを完了していなければならないのか。」どちらですか。	前段については、民法166条1項で、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあります。施設等利用費の受給権が行使できるのは、施設等利用費の月額や日割り額が決定する翌月1日となると考えます。 後段につきましては、時効前に保護者が市に請求する必要があります。	新規
110-9	認定期間経過後の受給権者	償還払いの場合、就学後に2年の時効ギリギリのタイミングで請求してくることも想定されます。 この場合、離婚などの理由で、施設等利用費の認定を受けていた保護者と請求時点の保護者が異なることもあり得ますが、こうした場合であっても、認定時点の保護者へ支払いを行う必要がありますか。(就学を以て施設等利用給付の認定は終了するため、その後の状況変更に基づく認定保護者の変更について届け出ることができません。) 児童手当では、こうしたケースも含め、支払先についてルールが定められているため、これを準用したいと考えています。	児童手当については、DVなどによる要因で子どもを連れて住民票を移動せず転入してきた場合、転入した本人の申し出により子どもの監護監督を行っているのは自身であるため、児童手当の支給先を自身とする申し出を行うことが可能となっています。この場合、申し出を受けた居所地である市町村では、当該申し出を行った者を児童手当の受給者と認定するとともに、住民登録のある市町村に現在の児童手当の受給者への支給を停止するよう通知することとなります。 こうした児童手当における取扱いについては、申し出を行った以降適用されるものであり、過去に遡及するものではありません。 施設等利用給付認定においては、現に認定を受けていた者が受給権を有しているものであり、請求が認定期間経過後であっても、これがかわるものではありません。 仮に、認定保護者ではない者が保育料を支払っていたとすれば、民事裁判等において争うべきものと考えます。	新規
128-2	算定方法(転圏を伴わない市町村転出入)	預かり保育事業で月の途中で利用者が転圏せずに市町村をまたがる転居をした場合、算定方法はどのようになりますか。この場合、施設は領収証や提供証明書を市町村毎に分割して発行することが必要ですか。	転出先での支給認定の日以降は転出先市町村が、転出以前は転出元の市町村が施設等利用費を支給することとなります。その際、月額上限額について、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に450円を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に450円を乗じることとなります。また、預かり保育事業の利用料の市町村間の按分の方法としては、利用料が日額で設定されている場合、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じることとなり、利用料が月額で設定されている場合は、月額の利用料をそれぞれの認定期間(利用日以外を含む日数)で按分することとなります。この場合、それぞれの利用日数等を確認する方法として、 在籍圏から発行する提供証明書の「提供した日(提供日数)」を転出日以前と、転出先での支給認定日後に分割することを求め、保護者が転出元と転出先自治体にそれぞれ提供証明書を添付して請求するという方法 提供証明書の分割までは求めず、市町村間と在籍圏との連絡によりそれぞれの市町村が給付する分にかかる利用日数を確認する方法 などが考えられます。 なお、いずれの方法であっても、認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないよう、両市町村と在籍圏の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします。	新規
128-3	自治体独自の無償化	幼稚園で保育の必要性がない子供に対して預かり保育事業を行う場合、自治体独自で無償化としてよいですか。	可能です。	新規
128-4	預かり保育事業の実施委託	複数園を経営している場合などで、預かり保育事業の実施を子供の在籍圏以外の園に委託をし集約して実施している場合は無償化の対象となりますか。また、預かり保育事業の実施を業者委託し保護者は当該委託先業者と契約するような場合は無償化の対象となりますか。	子育てのための施設等利用給付の対象となる預かり保育事業は、幼稚園等において教育課程の終了後に在籍圏児に対して行われる教育・保育となります。在籍する幼稚園等が近隣の幼稚園等に預かり保育の実施を委託しているような場合であっても、保護者が在籍圏と利用契約を締結しており、在籍圏と集約圏との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍圏児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいで差し支えありません。 しかしながら、保護者と在籍する幼稚園等との間に預かり保育事業の利用契約がなく、在籍圏が委託した業者の預かりサービスを利用するだけといった場合は、在籍圏における預かり保育事業を利用しているとは考えられないため、預かり保育事業としては無償化の対象とはなりません。当該業者が認可外保育施設や一時預かり事業の届出を行っている場合には、幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とする枠組みにおいて、子育てのための施設等利用給付が受けられる場合があります。	新規

128-5	預かり保育事業の実施委託	A幼稚園は、平日8時間以上・年間200日以上預かり保育事業を実施していますが、夏季休業中などの長期休業期間中の預かり保育事業を行っていないため、近隣でこれらの期間も預かり保育事業を行っているB幼稚園がB幼稚園の児童と一緒にA幼稚園の児童の預かり保育事業を行っています。 このような場合、A幼稚園の児童が利用したB幼稚園での預かり保育事業も無償化の対象となりますか。	幼稚園等として平日8時間以上、年間200日以上預かり保育事業を実施している場合、施設等利用給付2・3号認定子どもは、当該園が提供する預かり保育事業が施設等利用費の対象となり、他園が提供する一時預かり事業を含め認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。 ただし、当該園児の利用する預かり保育事業が在籍する園と他園との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍園児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいで差し支えありません。	新規
135-2	認可外保育施設	認可外保育施設の都道府県と市町村との連携について、県が所有している届出の情報を電子的に共有している場合でも、紙で市町村にすべて開示しなくてはならないのですか。	自治体の実情に合わせて判断いただいでかまいません。	新規
135-3	認可外保育施設	認可外のベビーシッターの要件となる一定の研修について、子育て支援員研修が考えられますが、認可外のベビーシッターが受講する場合も研修は国庫補助の対象となりますか。	お見込みのとおりですが、子育て支援員研修(地域保育コース)は小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり等の事業に従事する者を念頭に置いておりますので、定員に空きがある場合等にベビーシッターに従事する者に受講いただくなど、工夫いただくよう、お願いいたします。なお、ベビーシッターが受講できるような研修については、「議論のとりまとめ」では、具体的に考えられる研修としては、地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修(地域保育コース)(公社)全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、又はと同等と認められる研修が、挙げられています。については、運用の詳細について引き続き検討を行っておりますので、順次お知らせしていきます。	新規
135-4	認可外保育施設	公立認可外保育施設は無償化の対象ですか。その場合の国・地方の負担割合はどのようになりますか。	無償化の対象です。(なお、認可外保育施設の届出について、簡素な方法でも構いませんので提出いただきたいと考えています。)負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となります。(法第65条第4号、第67条第2項、第68条第2項参照)	新規
135-5	認可外保育施設	認可外保育施設の利用料金で2人目は半額といった設定もあるが、上限3.7万円との関係ではどのように処理をすればいいですか。	施設の料金設定の方法にかかわらず、各子どもごとに実際に保護者が支払う保育料に応じて、上限額の管理を行うことになります。	新規
135-6	認可外保育施設	雇用契約を結ばず、知人同士で共同保育を行っているようなケースは認可外保育施設に当たりますか。	親族や親しい友人、隣人等の、密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児のみを預かる場合には、一般に利用者の募集が行われていないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから届出対象の認可外保育施設には該当しないこととしており、無償化の対象にもなりません。	新規
135-7	認可外保育施設	認可外保育施設に係る事務費の国庫負担の対象経費の詳細はいつ示されますか。5年間の国庫負担はどのようになされるのでしょうか。条例を制定した場合、国庫負担の対象から外されるのでしょうか。	認可外保育施設に係る事務費については、今年度及び来年度は「幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」において対応します。再来年度以降は、認可外に係る事務費に特化して国庫負担措置していく見込みです。条例の制定の有無にかかわらず、認可外保育施設にかかる事務費については、国庫負担の対象となります。	新規
135-8	認可外保育施設	認可外の事業所内保育施設で0-2歳のみ受け入れている施設において、非課税世帯が存在しない場合には、確認申請はしなくても良いのでしょうか。	前年度休職等による住民税非課税世帯等を考慮した上で、各事業者において適切に判断下さい。	新規
143-2	公示について	認可外保育施設の条例を定めた場合、公示の中で無償化の対象となる施設がどうかわかるような形にするべきではないですか。	改正子ども・子育て支援法第58条の11に基づく公示事項については、子ども・子育て支援法施行規則第53条の6に規定しているところ、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第4条の規定により、市町村が認可外保育施設の対象範囲に関する条例を定めた場合の読み替え規定を設けており、条例で定める基準への適合状況を合わせて公示することになります。条例制定市町村内に所在する者については、この基準に適合するもののみが無償化対象の施設となることを、保護者に周知していただくようお願いいたします。	新規
147-2	経過措置	地方単独補助事業の一時預かり事業について、児童福祉法の一部預かり事業の届出を行っていないものがありますが、無償化の対象となりますか。一時預かり事業の基準を満たしていない場合、認可外保育施設のように5年間は基準を満たしてなくても届出のみで足りるという経過措置はないですか。	児童福祉法の一部預かり事業の届出を行ってならず、保育所等の認可を受けていない施設については、親族間の預かり合いのような場合を除き、認可外保育施設として届出が義務づけられています。認可外保育施設の届出がなされた場合には、認可外保育施設として無償化の対象となります。 また、児童福祉法の一部預かり事業の届出を行っている者については、同法第34条の13の規定に基づき、事業実施基準の遵守義務が設けられているため、認可外保育施設のような経過措置はなく、基準を遵守していない者については、同法第34条の14第3項等の規定に基づき、基準適合するために必要な措置をとるような命令等がなされることとなります。	新規
147-3	情報公表システム	認可外保育施設については、情報公表システムを設けるということですが、一時預かり保育事業等についても公表するのですか。	一時預かり事業や病児保育事業については、基本的には市町村子ども・子育て支援事業として行われているものであることから、自治体のシステム入力負担等を踏まえ、情報公表システムへの掲載は予定しておりません。	新規
160-2	企業主導型保育事業における食材料料	企業主導型保育事業の副食費の扱いについて、国(児童育成協会)から補助金が出るため、市町村としては対応不要ということではないですか。	FAQのNo.159の記載の通り、企業主導型保育施設を利用する3歳以上の子供の副食費については、無償化の実施後は施設が利用者から徴収することになることから、市町村として対応いただくことはございません。	新規
160-3	企業主導型利用者の課税状況確認	企業主導型保育事業の地域枠を利用する教育・保育給付第3号認定子どもについて、住民税世帯非課税かどうかの判定は、市町村が行うのでしょうか。	市町村には教育・保育給付第3号の認定までをお願いしています。企業主導型保育事業における3歳未満児の無償化対象者の決定については、事業者において利用者の課税状況等を確認した上で判定することとなります。	新規

166-2	補足給付事業	未移行園の副食費の補足給付事業を実施するためには、市町村の子ども・子育て支援事業計画の変更が必要ですか。	今般の無償化の実施にあたり、補足給付事業を新たに実施する場合は、できるだけ速やかに市町村子ども・子育て支援事業計画を改正することが望ましいと考えます。 例えば、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時に開催する地方版子ども・子育て会議において、令和元年10月からの同事業実施に係る計画の改正もご審議いただく方法も考えられますが、これが困難な場合には、少なくとも令和2年度を計画の始期とする第2期市町村子ども・子育て支援事業計画において位置付けるようにしてください。	新規
166-3	副食費免除及び補足給付の対象者について	副食費免除と補足給付の対象者について、市町村民税所得割額で判断することですが、みなし寡婦控除や住宅ローン減税の取扱いなど、現行の就園奨励費と施設型給付でも算定の考え方が違う部分がありますが、どのように算定するのでしょうか。	算定方法は現行の施設型給付費と同様です。	新規
166-4	補足給付事業	副食費免除者については、市町村が施設に免除対象者の通知を行うことになっていますが、未移行園の補足給付の対象者について、市町村が施設に通知できるような根拠はあるのでしょうか。	新制度未移行幼稚園の補足給付事業については、市町村が施設に免除対象者の通知を行う根拠規定を整備していないため、例えば補助金を施設に代理受領させる場合は、国が示す参考様式【補足給付申請書参考様式その2】に記載しているように、交付申請の段階で、補助決定に関する情報等を必要な範囲で幼稚園に提供することについて、あらかじめ保護者に同意していただくことが必要となります。	新規
166-5	預かり保育事業における副食費	新制度幼稚園の副食費について、長期休業期間中、利用者は教育標準時間の活動ではなく、預かり保育事業しか使わない形となりますが、施設は低所得者世帯等に対して、同事業の中で提供される副食費を徴収することは可能ですか。また、公定価格における副食費の加算の対象となりますか。	新制度幼稚園において、夏休み期間など長期休業中において預かり保育事業しか利用しない場合、同事業の中で提供される副食費は施設による徴収が可能です。また、公定価格における副食費の免除対象者に係る加算の対象にもなりません。	新規
166-6	副食費徴収の委託	副食費の徴収を私人に委託することは可能ですか。（コンビニ収納などを想定）	民間施設と個人との間の徴収であるため、双方の合意に基づけば委託は可能です。 公立施設についても、学校給食と同様と考えられ、市町村の歳入に計上していれば、物品売払代金として地方自治法施行令第158条に規定する徴収又は収納の事務の私人への委託は可能です。ただし、分担金に位置付ける場合は、同条の適用対象外です。	新規
166-7	副食費の徴収	副食費の設定金額等について、事前の説明や保護者の同意の手続を令和元年10月までに各施設で必ず行わなければならないのですか。	副食費の取扱いの変更は全体として、現在の主食費の取扱いの違いや今後の副食費の負担軽減に係る単独事業の見込みも含め、市町村において主体的に保護者への周知・説明を丁寧に行うことを想定しており、令和元年10月に向けた対応としては、国の目安額から著しく乖離した設定金額とするような場合に限り、各施設の責任において説明・同意手続を行うことで足りると考えています。 なお、令和2年度の入所申込みに向けては、入園の手引き等による重要事項説明に反映し、事前手続を適切に行うよう指導してください。	新規
166-8	副食費免除対象者について	民間保育所で管外児童を受託している場合は、その児童が居住する市町村に運営費を負担してもらるので、副食費の免除対象者の加算も同様の扱いになると考えますが、管外受託児童が公立保育所に在籍している場合で、副食費の徴収免除対象者であった場合は、その児童が居住する市町村に負担してもらうことになるのでしょうか。	これまで公立保育所が徴収している場合であっても、免除対象者の補てんは補足給付以外ありませんでした。公立保育所の場合、副食費免除対象者の副食費の負担は保育所を設置する自治体が10/10負担することになるが、管外受託児童の場合は、その児童が居住する市町村の負担とするのが原則と考えます。	新規
171-2	副食費の徴収	教育・保育給付第2号認定子どもの副食費について、土曜日の利用者が少ない場合には、月曜日～金曜日までの基本単価として、土曜日分を加算という形で徴収することが出来ますか。	副食費の徴収額は月額を基本としますが、土曜日等、特定の日に恒常的に施設を利用しない者のように、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、日数を考慮するなど、利用者間で不公平が生じない仕組みであれば、国として妨げるものではありません。	新規
171-3	副食費の徴収	保育所で3歳以上児と3歳未満児の副食材料を一括して購入している場合、実費徴収の範囲をどのように考えればよいですか。	平均的な食事の人数や提供量を考慮して按分するなど、合理的な方法によって算定していただければ問題ありません。	新規
171-4	副食費の徴収	市町村が副食費の額について指導等を行うことができますか。	特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用については、運営基準第13条に位置づけられており、これ以外の費用の支払いを受けることはできません。このため、実際に食事の提供に要する費用よりも多額の費用を恒常的に施設が受け取っている場合には、指導等の対象となります。また、副食費の額等については、同条第6項において、施設が認定保護者に書面で説明し同意を得ることとされているため、これに違反している場合にも指導等の対象となります。	新規
171-5	副食費の徴収	認定こども園で、副食費の額について、教育・保育給付第1号認定の子どもと教育・保育給付第2号認定の子どもで取扱い（徴収額）を変えて良いですか。	公定価格・保育料内訳の経緯のない教育・保育給付第1号子どもについては、4,500円という目安をお示しするものではなく、教育・保育給付第2号子どもの目安をそのまま適用するものではありませんが、両者の公平性の観点から、施設の事情に応じて対応することが求められます。例えば、同じ自園調理で同じ献立で提供されている給食なら、同額が望ましいと思われる一方、教育・保育給付第1号子どもは外部搬入、教育・保育給付第2号子どもは自園調理で中身も異なる給食なら、設定金額が異なっても差し支えなく、施設において保護者に丁寧に説明すべき事柄となります。	新規

178-2	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食費が含まれている園があり、これまで消費税が非課税とされていました。今回の無償化を契機に課税関係が変わるのでしょうか。	従来、新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ、無償化実施後も本取扱いについては変わりません。ただし、食材料費については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めることはできないため、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、園が保護者に対して発行する領収証においては、特定費用として記載する必要があります。施設等利用費の支給に過誤が生じないようにご留意をお願いします。	新規
186-2	市町村による徴収	公立保育所の食材料費について、市町村がとりまとめて徴収することは可能ですか。	施設が直接徴収せず、口座振替等で市町村が収納することは可能です。	新規
186-3	市町村による徴収	公立施設における副食費の徴収方法がわかりません。どのような方法で徴収すれば良いのか。	同一市町村内での公立小学校の学校給食費の扱いを参考とすることが考えられ、歳計外現金で取り扱うことが多いようです。そのほか、歳入に入れる形で徴収・欠損処理を行うなら、負担金・分担金と位置付ける場合や雑入・諸収入と扱う場合が考えられますが、負担金・分担金は、条例又はそれに基づく下位の規則の改正が必要です。	新規
191-2	食材料費関係	副食費の徴収にかかる債権の消滅時効は5年ですか。	現行民法第173条第3号を前提とすれば短期消滅時効2年ですが、改正民法施行(令和2年4月1日)後は、5年に統一されると考えます。	新規
191-3	食材料費関係	私立保育所の副食費については、消費税はかかるのでしょうか。	食材料費は保育に必要不可欠なものであるため、消費税は非課税となります。	新規
192-2	副食費免除対象者の決定・通知	副食費の免除対象者の特定の事務について、現行の保育料と同様に、家計の主催者の所得区分の確認を行い、9月に対象者の切り替えを行うということですか。	保育料の決定時期と同じ4月と9月に切替を行っていただきます。	新規
192-3	副食費免除の通知	国が示している実務フローによると、副食費徴収免除の対象者へお知らせ(通知)を行うこととしていますが、本市では全員について副食費の免除を検討しており、この場合は全員に通知を行う必要がありますか。	市単独事業の市民への周知の中で「全員を市負担で免除するので、施行規則第7条の通知はしない。」というアナウンスをすれば足りるものと考えます。	新規
192-4	公定価格	ミルク給食のみを実施している場合も公定価格の加算の対象となりますか。	ミルク給食のみの実施の場合には加算の対象とはなりません。	新規
192-5	副食費の金額	副食費について、一律に4500円にするなど、統一的な取扱いを市が決めることはできますか。	副食費の徴収額については、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりますので、献立等の提供内容を勘案せず一律に金額を決めることはできません。なお、関係団体等も同様に、一律に金額を決めることはできません。	新規
192-6	副食費の金額	副食費について、目安として示されたとしても、実際に提供する際には4500円丁度というわけにはなりません。毎月徴収額を変えらるということですか、過不足があった場合には返金、追加徴収するのでしょうか。	徴収額設定は施設と利用者間で決めるものですが、毎月徴収額を変更しなければならないものではありません。過不足があった場合には、返金や追加徴収をしなければならないものではありませんが、行うことを妨げるものではありません。	新規
192-7	長期休園の取扱	長期入院の際の副食費の扱いについて、自治体向けFAQ176【第17.2版】で長期にわたって欠席する場合は利用には当たらないため、利用料はそもそも発生しないとされていることとの整合性を図る必要があるのではないのでしょうか。	新制度自治体向けFAQ176【第17.2版】で示しているのは、長期間にわたる継続的な欠席により、園から退園しているケースです。一方、長期入院で退園までに至らないケースも想定されることから、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられることを通知等においてお示ししています。	新規
192-8	夜間保育	今回の幼児教育・保育の無償化においては、食材料費について施設が保護者から徴収することとなりますが、夜間保育の夕食分の食材料費についての取扱いはいかようになるのでしょうか。	今回の幼児教育・保育の無償化において、昼食分の食材料費については、これまでも基本的に施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたこと等を踏まえ、施設が保護者から徴収することとされました。一方で、夜間保育の提供に当たって必要となる夕食分の食材料費については、従前より、公定価格における夜間保育加算の一部として公費により負担しているところであり、保護者負担の対象としていません。この取扱いについては今回の幼児教育・保育の無償化後も変更はありませんので、引き続き、保護者から徴収することはできません。	新規
192-9	副食費の滞納債権整理について	児童手当からの徴収を希望する保護者が無償化実施前の分の保育料の滞納があるとか、兄弟姉妹である教育・保育給付3号認定子どもの分の保育料の滞納があるなどの場合、公債権である保育料を優先して充当した結果、副食費を徴収することが出来ない場合、その旨を各施設に知らせることは個人情報保護の観点からできないと考えますが、このような場合どのようにすればいいですか。	副食費を児童手当から引けなかった理由について、施設に伝えず保護者に伝え施設に直接お支払いいただくことを勧めることが考えられます。	新規
192-10	処分性について	副食費免除の判定・施行規則第7条の通知は、行政処分なのでしょうか。行政不服審査法の取扱いはどうなりますか。	FAQ192-2のとおり行政処分です。行政不服審査法は「公権力の行使」一般を対象としており、副食費免除が除外されるものではないと考えられます。現行の利用者負担額の通知も今回の副食費免除も同じ施行規則第7条の通知であり、市町村内でこれまでの利用者負担額と同じ整理に則って、不服申立等の情報提供を行えばいいのではないのでしょうか。	新規

192-11	保護者の同意について	利用者負担の変更(保育料無償化・副食費施設による徴収化)に伴い、保護者への新たな重要事項説明・同意が必要とされる中で、自治体によっては、使用料条例の改正が令和元年9月となるため、議決後、利用開始までに説明・同意を得るための十分な時間が確保できない状況が生じます。 そのため、現在利用中の保護者に限り、利用者負担の変更(重要事項説明書改正の概要)を記した文書を一斉送付し、保護者が受け取った後に利用継続があった時点で同意があったものとみなす方向で検討していますが、そのような運用は可能でしょうか。	特定教育・保育施設は、その利用を開始する前には、食事の提供の費用に関する事項等について、重要事項説明書を交付して説明を行い、保護者の同意を得ることと規定されていますが、その同意は文書によらずとも良いこととされています。 その上で、10月時点の在園者については、各施設において、在園者に対する説明・同意の手続が必要となります。ただし、重要事項説明書を修正して交付することまでは不要と考えており、例えば、おたより、説明会等で適切にご対応ください。 また、10月以降の入園(予定)者については、重要事項説明書を修正して副食費の徴収等について記載し、保護者へこれを説明して交付・説明し、同意いただくことが必要となります。	新規
192-12	口座振替手数料	副食費徴収を口座振替で行う場合、その取扱い手数料については、施設が保護者から徴収して構わないですか。	特定費用ということになりますが、運営基準第13条第4項第5号に含む実費徴収可能なものと市町村が認めている場合で保護者の同意があれば、保護者から徴収可能です。	新規
192-13	公設民営園における副食費の徴収	指定管理による公設民営園として保育所を運営していますが、副食費の徴収権者は、園が市町村かどちらでしょうか。	指定管理による運営の場合は、副食費については施設の債権として整理されるため、園による徴収となります。 なお、副食費の徴収に当たり、指定管理に係る協定内容の見直しが必要かは、担当部署と協議をお願いします。	新規
192-14	副食費の単独加算	市町村単独事業により教育・保育給付第2号認定子どもの副食費保護者負担額を0円とする場合でも、重要事項説明書により説明し同意を得る必要がありますか。	重要事項説明書により説明し同意を得る必要があるのは、施設による副食費の徴収が発生したときに、それを保護者負担とすることを予め説明し同意を得る必要があるということです。 質問の場合は、そもそも保護者に負担がないので、説明も同意も不要です。ただし、市町村単独事業により保護者負担額が0円ではなく、少しでも保護者負担が発生する場合は、重要事項説明書により説明し同意を得る必要があります。	新規
192-15	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業は、副食費に限定されており、文房具等は対象外ですか。	副食費以外は補助対象外となります。	新規
192-16	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業で、施設等利用給付認定と同時に補助対象者を把握し、減免(現物給付)とする運用は可能ですか。その際、補足給付事業のために子育てのための施設等利用給付の認定申請書で同居者等の情報を取得することは可能ですか。	未移行幼稚園に対する補足給付事業は、新制度園に対する補足給付事業と同様に、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしており、現物給付とすることも可能です。この場合、年度開始前に交付申請書を提出させることのほか、子育てのための施設等利用給付の認定申請書に市町村が独自で同居者等の記載欄を設けること等により補助対象者(減免対象者)を把握するような運用も可能です。	新規
192-17	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業は全ての市町村が実施しなければならないのですか。	実施は義務ではありませんが、子育て支援や低所得者対策等の観点から、地域の需要を踏まえつつ積極的に実施していただきますようお願いいたします。	新規
192-18	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業の支払い頻度はどうすればよいのですか。	未移行幼稚園に対する補足給付事業は、新制度園に対する補足給付事業と同様に、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしており、支払い頻度も市町村が実情に応じて決定することが可能です。	新規
192-19	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業で、副食費の算出が困難な場合は便宜的な算出方法でも可能となっていますが、これは市町村内で統一的な扱いとする必要があるのですか。	便宜的な算出方法は実際に要した副食材料費の算出が困難な場合に限ることとしており、自園調理を実施しているなど副食材料費を算出することが可能な幼稚園を含めて市町村内で統一的に便宜的な算出方法を用いることは適当ではありません。	新規
192-20	副食材料費の補足給付事業	例えば、8月は後半の5日のみ給食を実施している幼稚園の場合、未移行幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額(4,500円)は減額されるのですか。また、8月は給食を実施していないが、給食費を年額で設定し、8月を含む各月で給食費を徴収している場合、8月徴収分は補助対象となりますか。	未移行幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額は、給食実施日数により日割り計算を行う必要はありません。また御質問後段のケースの場合、8月の補助対象額は、4,500円を上限として8月に徴収している副食費の額となります。	新規
192-21	副食材料費の補足給付事業	新制度未移行幼稚園に対する補足給付事業で、年度未分などの請求が翌年度にあり市町村として翌年度予算で支出したものは補助対象として認められますか。	利用者や施設が請求を行うために一定の時間を要することから、翌年度予算で支出したのも補助対象として認められます。この場合は、翌年度の補足給付事業の対象となります。	新規
208-2	運営基準条例や市町村規則・要綱について	FAQのNo.202には「子育てのための施設等利用給付については、市町村による条例の制定は不要としています。」とありますが、子育てのための施設等利用給付にかかる各種様式は、各市町の条例や規則で定める必要があるのでしょうか。	今回様々な参考様式を示していますが、これらはあくまでも参考であり、これを市町村でアレンジして規則や要綱で、市町村の様式として定めるものであり、国が要綱案等を作成するものではありません。	新規
209-2	補助金の年度	円滑化事業とシステム改修等事業は、国から都道府県へ交付される際、令和元年度(平成30年度からの繰越分)予算と令和元年度予算分に分けられていますが、都道府県から市町村に交付する際は、同様に分ける必要がありますか。	都道府県が市町村に対して交付する際は、必ずしも令和元年度(平成30年度からの繰越分)分と令和元年度分を分ける必要はありません。ただし、都道府県から国への実績報告の際には、市町村の実績額をそれぞれ分ける必要がありますので、例えば、国から都道府県に対して交付した令和元年度(平成30年度からの繰越分)分と令和元年度分の比率で按分するなどの方法によってください。	新規

220-2	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の免除対象となる保護者等の世帯所得の判定に係るシステム改修が必要となりますが、対象になりますか。また、新制度未移行幼稚園等における副食費の補足給付事業の実施に係るシステム改修費用についても対象になりますか。	システム改修等補助金の対象は、幼児教育・保育の無償化に伴い、必要となるシステム改修等を対象としています。そのため、御質問の事例のいずれも対象になります。	新規
220-3	システム改修等事業の範囲	福祉施策全般に対応するシステムを導入していますが、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修に当たり、他制度のシステム改修も同時に行う予定です。その場合にも、システム改修等事業の対象になりますか。	他制度のシステム改修も同時に行う場合については、幼児教育・保育の無償化に伴い必要となるシステム改修の所要額のみ対象となります。一括契約により請求が分割されていない場合などは、合理的な方法により、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費用を按分し、算出してください。	新規
224-2	添付資料について	円滑化事業の対象経費の超過勤務手当について、交付申請や実績報告の際に提出する添付資料はどのようなものが必要でしょうか。	円滑化事業等の実績報告において、市町村に超過勤務手当分の根拠となる資料の提出を求めることについては、各都道府県が市町村に交付する中で判断していただくこととなりますが、国が実績報告において都道府県にそれを求める予定はありません。 国に提出いただく資料は、交付要綱における事業実績報告の様式をご参照ください。(令和元年度(平成30年度からの繰越分)分は別紙様式2の別表2・3、令和元年度分は別紙様式3の別表4・5) しかしながら、補助金という性質上、算出根拠や領収書等の支出額の証拠書類については、超過勤務手当に限らず、各市町村において保管しておく必要があることに留意していただきますようお願いいたします。	新規
224-3	全国総合システム	このたびの制度改正により、全国総合システムのデータ連携も大きく変わることになると思われませんが、その費用も改修費に含まれるという理解でよろしいですか。改修費に含まれるということになると、全国総合システムの仕様(インターフェイスなど)の提示はいつ頃になる見込みでしょうか。	一般の無償化の実施に当たり、全国総合システムとのデータ連携の必要はありません。なお、認可外保育施設の情報連携のためのシステム(資料21)構築に当たっては、届出先自治体と情報共有システム(WAM)とのデータ接続が必要になる可能性があります。現在、当該システムの検討中であるため、連携することとなったとしても、その仕様書の提示は来年度になると見込まれています。	新規
228-2	臨時交付金の対象	障害の通所給付・措置費は、臨時交付金の対象外ですか。同様の国費措置はありますか。	臨時交付金の対象外ですが同様の措置は検討中です。	新規
250-2	マイナンバー	FAQ250Iについて、教育委員会が特定個人情報の内部利用を行う場合は、条例制定が必要となりますか。	「市長」と「教育委員会」とでは庁内他機関に該当するため、自治体の独自事務として「市長」から「教育委員会」に当該事務に係るマイナンバーを提供し、利用するという内容の条例を制定することが必要です。	新規
250-3	マイナンバー	施設等利用給付の認定申請書にマイナンバーの記載がない場合に、申請を受け付けてもいいですか。	子どものための教育・保育給付での取扱いも参考に適切に事務を行ってください。	新規
250-4	マイナンバー	市町村をまたぐ情報連携にマイナンバーを活用することについて、非課税証明証等を活用する場合は、マイナンバーの提出を求めなくてもいいですか。	非課税証明書等を活用し、税情報を確認する場合でもマイナンバーの写し等の提出は必要となります。	新規
255-2	待機児童	保育所の副食費が高いことを理由に入園を拒否した場合、待機児童にカウントされるのですか。	幼児教育・保育の無償化の開始前後で待機児童の考え方には変更はありません。具体的には、入園を拒否する個別の事情をもとに判断を行うこととなりますが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童には含めないこととしています。	新規